

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年5月13日

横浜市契約事務受任者  
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

白灯油80,000リットルの購入

2 履行(納品)場所

磯子ポンプ場

3 契約日

令和8年4月13日

4 履行日又は履行期間

契約締結の日から令和8年5月28日まで

5 契約金額

¥12,320,000.- (うち消費税及び地方消費税相当額 1,120,000 円) (概算)

6 支払い方法

2回払い

7 契約の相手方(名称及び所在)

神奈川県石油業協同組合 代表理事 木所 章  
中区万代町3丁目5番地3

8 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

磯子ポンプ場では、降雨時の排水機能を維持するため、白灯油を燃料とする自家用発電機により電力を供給し、雨水ポンプを運転しています。

これらのポンプは燃料の安定的な供給を前提とした重要な設備であり、燃料の供給が滞った場合には、降雨時の排水機能が喪失され、状況によっては浸水被害の発生や、市民生活および公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあります。

現在、中東情勢の影響により原油の供給状況が逼迫しており、国内において燃料油の調達が困難な状況となっています。通常の契約手法による安定的な燃料確保が困難であり、設備の機能維持に必要な燃料を確実に確保するため、緊急で調達を行うものです。

9 契約の相手方の選定理由

令和7年度白灯油の契約実績（同種の契約）があり、緊急対応が可能なため選定しました。

10 所管課

下水道河川局下水道施設部南部水再生センター